

青梅複合型ケアサービスセンター 利用契約書

令和6年4月1日

_____様（以下「利用者」といいます）と青梅複合型ケアサービスセンター（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う複合型サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を行います。

第1条（本契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、複合型サービスを提供します。また、利用者は事業者に、提供されたサービスに対する料金を支払います。

第2条（本契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日の15日前までに、利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、本契約は更新されるものとします。

第3条（居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画）

1 事業者の管理者（以下「管理者」といいます）は、事業者の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」といいます。）に利用者の居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行います。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更をするものとします。

5 介護支援専門員は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護を作成・変更した場合には、契約者に対してサービス計画書を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

6 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成します。

第4条（看護小規模多機能型居宅介護の提供場所・内容）

- 1 サービス提供の所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
- 2 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス、利用者の居宅に訪問して介護・看護を行うサービス、及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービスを柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載し、契約終了後2年間は保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する2項のケース処遇記録を閲覧できます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の請求書に明細を付して、翌月15日に利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに【重要事項説明書】に定める方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

第7条（サービスの中止）

- 1 契約者は、利用期日前において、複合型サービスの利用を中止する場合は、サービスの実施日の前日午後5時までに事業者へ申し出るものとします。
- 2 利用者が、サービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部、または一部を請求することができます。この場合は料金は第6条のほかの料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、看護小規模多機能型居宅介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔契約書別紙〕に記載したとおりとします。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく（契約書別紙）を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員、もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、本契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも本契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者が入院した場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、本契約を継続

しがたいほどの背信行為を行った場合

- ④ サービスの利用にあたり利用者またはその親族による事業所職員に対する暴言・暴力（身体的・精神的）、暴力行為、性的嫌がらせや誹謗中傷などの迷惑行為が確認できた場合
- ⑤ 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合

第11条（秘密保持）

1 事業者及びその従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により同意を得ない限り、個人情報を用いません。

第12条（事故発生時の対応）

1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第14条（連携）

事業者は、現に看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、利用者の健康管理を適切に行うために、主治医の医師との密接な連携に努めます。

第15条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第16条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

第17条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第18条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が同意のもと記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 住所 東京都青梅市友田町5丁目533-1

事業者名 社会福祉法人 積善会

青梅複合型ケアサービスセンター

理事長 川口 睦弘 印

私は、契約書を本書面により、事業所から複合型サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

契約者 住所

氏名 印

上記代理人 住所

氏名 印

契約者との続柄 ()